

書 評

遠山嘉博『イギリス産業国有化論』昭和48年

山 本 尚 一

I

本書が出版されてからすでに3年の才月が過ぎているが、最近イギリス産業国有化が再び新しい局面を迎えたので、現在の視点から本書を取上げるとは、決して無意義ではあるまい。

著者は、この分野の研究史において画期をなす本書の「はしがき」において、つぎのように述べている。「経済学の原点に立つアダム・スミスの先駆的著書『国富論』が公刊されてから、まさに200年を経ようとしている。この間、資本主義は揺籃期の「自由私企業」または「競争的資本主義」から成熟期の「独占資本主義」へと変容し、それに伴って、資本主義が露呈する諸矛盾は一層深刻の度を増してきた。そのため、国家の経済政策の基調も、かつての古典的な自由放任から、政府の経済介入の不断の増大へと変化した。そして、政府干渉増加の傾向は、ことに第1次大戦、第2次大戦の2つの戦争の経験を経て、急速に顕著化し、決定的となったのである。本研究で取上げる産業国有化も、実はその現象の1つに他ならない」(1ページ)と。わたくしは、本年4月2～5日に開催されたグラスゴウ大学における『国富論』刊行200年記念コンファレンスに出席する機会をえて約10日間イギリスに滞在した。この期間に経済的にはブリティッシュ・レイランド自動車会社の熟練工作機械工のストライキ、政治的にはウィルソン首相の辞任とキャラハン新首相の登場、国際的にもローデシア問題という画期的大事件が相つぎ、イギリス社会は大きく揺れ動いた。

年率22%を超えるインフレ、130万人近い失業者そしてポンド暴落の三重苦の中で首相の座についたキャラハンは、ただちに全国向けテレビ放送を通じて「誰もイギリスに生活のめんどろを見る義務を負うものはない。……最近の12カ月の措置にもかかわらず、われわれはまだわれわれが享受している生活水準を維持するほど働いていない。われわれは、

われわれの生活水準を借金によってのみ維持しており、これは無限につづけてゆけない」と国民に卒直に語りかけた。『国富論』出版100年記念祭がイギリス帝国興隆期にロンドン経済学クラブの主催の下にグラッドストーンを座長として盛大に開催されたのに対比して、昔日の感をいだかざるをえなかった。

この『国富論』100年記念と200年記念の100年間のイギリス資本主義を特徴づけたものの1つに産業国有化の運動と実践がある。ここに紹介しようとする書物は、この産業国有化に本格的に取組んだ労作であり、すでにこの分野における必読の文献としての地位を確立している。わたくしは、ほぼ著者と同時に研究生活に入り、イギリス産業国有化を研究対象としてきたが、異なったアプローチをとった。すなわち、著者の研究が産業国有化の思想的・政治的反映およびその経営学的・行政学的内容に研究の焦点を合わせているのに対し、私の研究は産業論的・実証的研究をおこなった（拙著『イギリス産業構造論』、1974年、ミネルヴァ書房参照）。したがって両者は補完的な関係にあるといえよう。

まず、本書の内容をみれば、第1部国有化思想の発展—「理念形成期」の国有化—、第2部国有化の実践—「実験期」の国有化を中心として—、第3部伝統的国有化を越えて—「反省期」の国有化—、の3部・14章から構成されている。各部や各章については大部分著者自身の要約が付されているので、ここではその骨子だけを示しておこう。

第1部において、著者はイギリス産業国有化の政治的・思想的潮流として、(1)ロバート・オーエンの協同組合主義、(2)ウェット夫妻のフェビアン社会主義、(3)G. D. H. コールのギルド社会主義、(4)ハーバート・モリソンのパブリック・コーポレーション論、(5)J. M. ケインズの経済計画論、および(6)非社会主義者の独占論の6つをあげている。(1)~(3)が、労働の側からの国有化思想であるのに対し、(4)~(6)は、資本側からの国有化理論であったといえよう。このように第1部では、産業国有化思想が生成発展し、国有化の理論が次第に明確化していく過程を系統的かつ有機的に把握し、国有化の理念の解明に力点がおかれている。

第2部において著者は、イギリス産業国有化の基本的特徴として、(1)経済的部分的国有化、(2)産業の完全国有化、(3)企業の完全国有化、(4)漸進的国有化、(5)補償、(6)労働者の地位、(7)消費者の保護および(8)パブリック・コーポレーション形態の8点をあげている。さらに産業国有化が、資本にとってなにを意味したかを、補償、管理と組織、政府統制と公共責任、経営原則の各章において詳述し、さらにその労働にとっての意味を労使関係および消費者保護の各章において検討している。要するに第2部では、

産業国有化の原理が分析されている。

第3部において伝統的国有化以降における労働党の国有化問題にたいする理念と原理の再構成の試みとして(1)国有化拡大消極論、(2)国有化拡大停止論、(3)国有化放棄論が論ぜられ、さいごに新しい公有化の理論と実際を述べ、イギリス国有化の将来を予示している。

このようにイギリス産業国有化の理念を縦軸とし、その原理を横軸として産業国有化を詳細かつ包括的に分析した点に本書の最大の特色がある。そこで本稿においては、まずイギリス産業国有化理念を政治的担い手である労働党の綱領との関連で追求し、ついでイギリス産業国有化原理を公共責任と企業の自主性との関連で紹介し、さいごに若干の問題点を指摘しておきたい。

II

資本主義の基本矛盾を私的所有に求め、社会的所有への転化によって体制転換—社会主義への移行を考える思想は、マルクスと結びつけられるが、もともとマルクス主義者の国有化論に一貫した見方があったわけではない。エンゲルスは、「生産力の国家的所有は衝突の解決ではないが、しかし、そのなかには、解決の形式上の手段、手がかりが隠されている」とみて、国有化を「今日の国家がそれをおこなっても、1つの経済的進歩を意味し、社会そのものによるいっさいの生産力の掌握への1つの新しい前段階が到達されたことを意味する」(『空想から科学への社会主義の発展』、全集第19巻218—9ページ)と一応の評価を与えた。この考えはドイツ社会民主党に継承され、「社会化」(Sozialisierung)は、同党の主要スローガンになったのにたいし、レーニンは帝国主義段階における国家独占の意義を低評価し、「資本主義社会における国家独占は、あれこれの産業部門の破産に瀕している百万長者のために、収入をたかめたり、確実にしたりする手段にすぎない」(『資本主義の最高の段階としての帝国主義』全集第22巻、250ページ)と規定した。社会主義の分裂は、同時に国有化をめぐる評価の分裂を意味したのである。

このように国有化を経済的進歩とみるか、それとも経済的反動とみるかは、それぞれの経済的發展段階によって異なるわけである。では、イギリス労働党の国有化政策はいかなる歴史的な性格(階級的内容)をもったのであろうか。この点を1918~45年の労働党の綱領との関連で検討してみよう。労働党が従来産業国有化思想を集約して、党の公式政策原理としてそれを採択したのは、1918年であった。同年初め、党首アサー・ヘンダソンは、

シドニー・ウェブに因って新しい党規約の草案を準備し、2月の党大会で採択した。この社会主義路線にもとづく新規約は、「党の目的」の有名な第4条においてつぎのように述べている。「生産手段の共有と、各産業ならびにサービスの民主的な管理と統制についての最善の獲得しうる制度とに基づいて、筋肉労働者および頭脳労働者のために、彼らの勤労の全成果とその可能な限り最も公平なる分配とを確保すること」と。ここに「筋肉労働者および頭脳労働者のために」「生産手段の公有」と「民主的な管理と統制」が実施されることが党の公式の政策としての地位を占めるに至った(16~21ページ)。

同年6月、労働党は新規約制定後、はじめて党大会を開き、新しいプログラムとして「労働党と新社会秩序」(Labour and the New Social Order)を採択した。ここでももちろん原則的に国有化が志向され、さらに公的所有の範囲と方法にかんする諸提案がなされている。すなわち、具体的に、直ちに国有化さるべき産業として鉄道、鉱山、電気、2次的なものとして輸送、通信をあげ、また、保険の接収と土地の漸次的共同所有化とを提案している(21ページ)。

この1918年の労働党の綱領改正とそれにもとづく政策声明は、労働党の国有化にかんする一般的原则を確立した点で注目されるが、両大戦間の国有化運動をとりまく経済情勢の変化のなかで徐々にその内容に変化がおこってくる。まず国有化の範囲についてみれば、1928年の「労働党と国民」(Labour and the Nation)では、土地、石炭、運輸、通信、生命保険などの基礎産業が、国有化の対象としてリスト・アップされた。1935年の「社会主義と平和のために」(For Socialism and Peace)では、銀行および信用機関、運輸、電気、水道、鉄鋼、石炭、ガス、農業、繊維、海運、造船、機械工業にこの範囲が拡大された。

しかし、より重要なのは国有化の実質的意図の変質であろう。著者は、上記の3つの綱領を比較して、1918年綱領と1928年綱領とでは国有化が産業の民主的統制のために主張されているが、1935年綱領では「完全にして急速な社会主義的計画化」のために主張されるようになったと指摘している。つまり、1935年綱領では、「失業救済の要請→経済計画化の必要性の認識→国有化の主張」という公式が見出されると述べている(74ページ)。

この「ケインズの経済計画理論と労働党の国有化政策との結合」は、1945年の選挙綱領「未来に立向おう」(Let us Face the Future)で一層明確になる。すなわち、労働党の経済計画は、「一方における基礎産業の公有と、他方における大部分の製造業、商業および配給業における多数の私有との協力体制」を志向している。労働党はその第4章において

「労働党は社会主義政党であり、かつこれを誇りにしている」と述べ、公有・公営化するに機が熟した、あるいは機が熟しすぎた基礎産業（燃料および動力、国内運輸、鉄鋼）から逐次国有化することを主張した。ここでも著者は、この国有化実験を「社会主義的理想からよりも、むしろ本質的には戦後の実際的困難（産業の再編成）と直接的必要（生産増加）から要求されたものとみる方が妥当である」と述べる（109—111ページ）。

このように国有化の当初の理念と現実の実践の間には内容的にかなりのずれがあることが示唆されているが、この点を検討するために国有化産業の管理・運営機構をみななければならぬ。

III

産業国有化運動は、「所有」の思想と平行して「管理」の理念を生みだし、試行錯誤の後パブリック・コーポレーションが公企業の典型としての地位を確立する。著者は、このパブリック・コーポレーションの根本原則として、(1) 経営上の自主性、(2) 非営利性、(3) 非公務員性および(4) 財務上の自主性、の4点をあげている（126—30ページ）。要するに、目的が営利ではなく公益にあり、そのための手段として経営・人事・財務のうえで国家から最大限の自由を確保した公有企業が、パブリック・コーポレーションであるといえよう。しかし、このパブリック・コーポレーションの2つの側面である公共性と企業性は相反するものであり、過小な統制は前者を、過大な統制は後者を損うことになる。

著者はこの「企業性と公共性とのバランスをいかに図るか」という問題を第5～7章において詳細に展開している。すなわち、理事会の役割にかんする職能理事会説と政策理事会説との対立、組織にかんする集権化と分権化についての議論、政府統制をめぐる「議会—大臣—理事会」関係の検討がこれである。さらに、経営原則探究の動向において、「収支適合原則をとる国有化法およびその精密化たる資本収益性原則を主張する『1961年度白書』の流れと、営利原則を徹底して勧告した『ハーバート報告』および新しい補償制方式を導入した『運輸政策』の流れ」（233—4ページ）の2潮流を析出している。この流れの中で、政府統制の強化、理事会機能の形骸化、集権化によるビュロクラシーの増大、トップと現場との意志疎通の欠如や現場の士気低下の事実が指摘されている。このことは当初のパブリック・コーポレーションの理念からの後退を意味し、国有化産業の管理機構が、産業民主主義の実質的發展を妨げる役割を果していることになる。

産業民主主義のあり方を規定するもう1つの側面をなす労働者の「参加」には、どのよ

うな変化が生じたであろうか。産業民主主義については、戦前から労働組合の対抗力を重視するウェッブの立場と労働者による管理を主張するコールの立場が思想的に対立していたが、国有化産業の労使関係は、前者の基本路線に沿って規定された。まず経営参加の面では決定参加もほとんどみるべきものがなく、執行参加において労使協議会 (joint consultation) が認められたにとどまる。この協議会についても評価はまちまちである。つぎに労働組合の対抗力利用の面について国有化にともなって労働組合の統一がなされた点は一步前進であったが、国有化産業の組織が大規模化し、雇主が官僚化したため労働者のモラルは旧態依然たるものとどまった。

このように産業国有化は労働者にたいして機構改善面でもモラル高揚面でも貧しい成果しか生みださなかったが、つぎにそれが資本の側にたいして何を意味したかを補償と消費者保護についてみよう。この点については左右両陣営の激しい対立があるが、著者は「中立的な立場を維持」(4ページ)しながら、事実の説明につとめている。まず補償については、この理論と実際について詳細に紹介した後、「部分的・漸進的国有化における補償は、現実には適正よりも過大になりがちである」と結論している。消費者保護についてもフェイガンは左翼の立場から「国有化産業はその労働者に低賃金を押しつけることによる労働者の犠牲において、また一般消費者向けのコストをはなはだしく引上げることによる消費者の犠牲において、他の私有部門に奉仕している」と主張するのに対し、自由主義的立場に立つケルフ・コーエンは、国有化は一部の労働者にのみ利益を与え、消費者を犠牲にしていると批判する(286—7ページ)。この点について著者は、「問題は国有化産業の独占的性格と、そこにおける消費者の利益と労働者の利益との対立、の2点に集約されよう」(288ページ)と結んでいる。これらの諸点にかんする著者の分析は、文献史的・論争史的分析に限定されているが、一層の研究のために国有化産業の具体的・実証的研究が必要であろう。著者がこれらにかんする諸論文を本書において量的制約から割愛されたことは残念なことである。

IV

さて、このように産業国有化にかんする当初の意図と現実の成果とが大きくくいちがったことは、労働者に失望を与えた。このことは、1951—64年の保守党政権下における労働党内部の国有化問題をめぐる深刻な対立を生みだした。この対立は、1959年党大会における党首ゲイッケルの「生産、分配、および交換の諸手段の共有」を要求する第4条の廃棄

提案にまで発展した(316—9ページ)。左派を中心とする反撃にあって、その提案は撤回されたけれども、国有化は一時党政策の前面から後退したのである。労働党がウィルソン党首の下で再び国有化拡大政策をとるのは、高率のインフレーション、失業の急増、通貨危機という戦後最大の政治的・経済的危機の中においてであった。

では、労働党の国有化政策はどのような歴史的性格をもつものであろうか。著者は、世界的視野から国有化実験の歴史を、共産主義型(ソ連型)、民主社会主義型(イギリス型)および民族主義型(エジプト型といえよう)の3つの型に類別している。著者はとくに、ソ連型国有化との対比においてソ連型を非自由主義的民主主義、イギリス型を自由主義的民主主義を規定しているように自由企業体制のもつ経済的・倫理的メリットを力説する。したがって労働党左派の国有化部門＝管制高地論を排して、「……経済のイニシヤチブはあくまでも私的部門に残し、資本主義のもたらす弊害是正や私企業に期待しえない役割の遂行に必要な限りにおいてのみ、公企業に頼るべきである……」(363ページ)と主張する。しかしソ連型国有化が初期社会主義にもなうさまざまな問題をともないながらも、物質的・技術的土台の上に新しい労働関係を達成して飛躍的な生産力発展をともなったのに対して、イギリスの国有化が金融資本の体制補強＝助成のための最小限度の部分国有化として実施された点は注目すべきである。イギリスの国有化は民主的社会主義による早期国有化としての歴史的性格をもつものといえよう。この点について著者が「資本主義下の国有化は、あくまで資本主義の修正ないし補強策なのであり、それ以上のものをそれに期待することはできないし、また要求すべきでないであろう」(363ページ)と述べているのは、資本主義下の国有化の固有の役割を示唆するもので興味深い。(ミネルヴァ書房、1973年3月刊、13+387ページ)